

## 暫定基準（第二次案）の個別の物質に対して寄せられた主な意見とその回答

No	意見	意見提出者	文書番号	回答
1	暫定基準値案内に記載のアメリカの基準値（リン化水素、ペノキサコール、クロピドール）について、値が間違っているの修正して欲しい。	California Strawberry Comission	9	再調査の結果、いずれも根拠がある値であり、間違いではないことが判明しました。（リン化水素：§ 180.225(2)、ペノキサコール：§ 180.460、クロピドール：動物薬の基準）
2	US-EPA と CAL-DPR は、銅、硫黄、ガーリックオイル、Azadirachtin、ミネラルオイル、NEEM OIL、BACILLUS THURINGENSIS、リン酸鉄、INSECTICIDAL SOAP、桂皮アルデヒド、重炭酸カリウム、AMPELOMYCES QUISQUALIS について、安全であるとし、害虫のコントロールとして用いられる天然の物質であり、トランスは必要ないとしている。厚生労働省の対象外物質においては、硫黄、BACILLUS THURINGENSIS、重炭酸カリウムについては、対象外物質ということがわかる。これらが、暫定基準最終案に含まれるのか、対象外物質であるのか、その他の物質が暫定基準最終案に含まれるのか、対象外物質のリストに分類されるのか、確認したい。[原文英語]	California Strawberry Commission	9	銅、硫黄、アザジラクチン、ミネラルオイル、ニームオイル、リン酸鉄、ケイ皮アルデヒド、重炭酸カリウムについては、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであることから、対象外物質とします。なお、残留を考慮した場合、使用された農薬が化学的に変化することを踏まえ、リン酸鉄及び重炭酸カリウムについては残留対象となる「鉄」、「カリウム」として規定します。 ガーリックオイルは、食品であるため対象外物質として規定しないこととします。 Insecticidal Soap(高級脂肪酸エステル)は特定の物質を示していないことから、設定を要望する場合は特定の物質について提出願います。 Bacillus Thuringensis、Ampelomyces Quisqualis(微生物農薬)については、残留しないことから対象外物質として規定しないこととします。
3	「現行のみ」リストにあるトラロメトリンは、暫定基準のNo.355 に記載があるので、「現行のみ」リストから削除すべきではないか。	小川邦彦	18	ご指摘の通り、修正します。
4	農薬取締法の登録農薬であるマンゼブ・マンコゼブ(ジチオカルバメート)のとうもろこし、プロパルギットの未成熟いんげんが、暫定基準第2次案に記載されていない。	日本水産株式会社	19	これらの作物について、登録保留基準は設定されておりません。
5	「硫酸第二銅」「水酸化第二銅」等の無機化合物については、「自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品に対して当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない」の規定により規制されると考えるが、当該食品に一般に含まれる量について、改めて明示していただくか、参考とする数値の所在を明確にしていきたい。	日本水産(株)	19	要望されている物質においては、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであって、その成分が特定されていることから、対象外物質とします。なお、残留を考慮した場合、そのものが化学的に変化することを踏まえ、硫酸第二銅及び水酸化第二銅については、残留対象となる「銅」として規定します。
6	水産物の麻酔薬(生き締め)として使用されている「オイゲノール:0.05ppm」「イソオイゲノール 100ppm」と2000倍の差が付けられた根拠を明示していただきたい。オイゲノールは生き締め時に使用すると0.05ppmを超えて残留する可能性が懸念される。	日本水産株式会社	19	オイゲノールについては、農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示された承認時における各品目の定量限界値を参考としており、国内において当該物質を薬事法に基づき適正に使用した場合は、定量限界値を超えて残留することはないよう運用されているものと承知しております。一方、イソオイゲノールについては、オーストラリアの残留基準を参考として設定したものです。
7	海外の水産動物の養殖に使用されているが、当該水産物に対して暫定基準値が設定されていない動物用医薬品と飼料添加物がある。例)インドネシア産えび(ブラック	日本水産株式会社	19	ウナギ目魚類及びスズキ目魚類のブチルヒドロキシアニソールにつきましては、農林水産省動物用医薬品等主管課長より修正された値が提示され

	タイガー):ジフラゾン、ニフルスチレン酸ナトリウム、クロラムフェニコール、エンドスルファンえび(インドネシア産他):BHA、BHT、エトキシキンサケ類(チリ産):エマメクチン(エマメクチン安息香酸は暫定基準あり)うなぎ類(中国産):BHA スズキ目(日本産):BHA			ていることから、暫定基準を修正し、最終案とします。エマメクチンについては、エマメクチン安息香酸に含まれます。それ以外の、ご指摘の動物用医薬品及び飼料添加物については、対象魚介類についてコーデックス、国内及び主要5ヶ国において、参考となる基準が設定されていないため、暫定基準が設定されていないものです。なお、クロラムフェニコールについては、食品中において「不検出」とする農薬等に該当します。
8	飼料添加物の暫定基準設定の根拠がわかりにくい。特に、エトキシキン、オキシロニック酸、トリクロルホンは農薬の登録保留基準が参考基準とされているが、農薬登録保留基準を採用した数値的根拠が不明瞭であり、明示していただきたい。	日本水産株式会社	19	ご指摘の物質については、いずれも脚注にて参考基準国の説明がなされております。エトキシキンについては、農林水産省動物用医薬品等主管課長より修正された値が提示されていることから、暫定基準を修正し、最終案とします。オキシロニック酸及びトリクロルホンについては、畜水産物の暫定基準値において参考基準国が「登録」とあるものについては、薬事法に基づく承認の際の定量又は検出限界を示しています。
9	ジノプロスト(239) 基準値案では、牛および豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、および牛の乳のすべてが 0.0001 ppm (薬事法)と設定されている。 しかしながら、ジノプロスト(別名:プロスタグランジン F2 $\alpha$ (PGF2 $\alpha$ ))は、天然型のホルモンで、牛で発情周期の同調、子宮疾患の治療等、豚で分娩誘発に用いられ、また、ヒト用医薬品としても妊娠末期における陣痛誘発・陣痛促進・分娩誘発にも用いられている。 国内で実施された牛及び豚における残留試験から、基準値案の 0.0001 ppm (=0.1 ppb)は、内因性 PGF2 $\alpha$ 濃度よりも低値であり、ジノプロストを投与されていない動物でも基準値案を上回る値が常に検出されることが予測され、現実的な残留基準値とは考えられない。 ジノプロストは、天然型のホルモンであり、内因性 PGF2 $\alpha$ と区別ができないところから、人の健康を損なうおそれがない「対象外物質」のリストに掲載していただきたい。あるいは、PGF2 $\alpha$ 濃度のバックグラウンド値を考慮し、この値を越えた基準値を設定していただきたい。	ファイザー製薬	20	御指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、薬事法における定量限界値の削除及び規則(案)の4の天然に含まれる物質としての例示を求める通知が提示されたことを踏まえ、暫定基準を設定しないこととすると共に、暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質として例示することとします。
10	オキシテトラサイクリン、スペクチノマイシン、セフトオフル、ダノフロキサシン、ネオマイシンのその他の内臓等について、基準値案では筋肉と同じもしくは筋肉より低い薬事法の値が採用されているが、その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉と同じもしくは筋肉より低い値に設定すると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の値に設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20	御指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、既提出の薬事法における定量限界値を暫定基準設定のデータとして使用しないことを求める通知が提示されたことから、暫定基準最終案において薬事法の定量限界値は参考としないこととします。

11	ドラメクチン、リンコマイシンのその他の内臓等について 基準値案では筋肉と同じもしくは筋肉より低い薬事法等 の値が採用されているが、その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉と同じもしくは筋肉より低い値に設定すると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の値に設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20	暫定基準の作成方法については、食品中に残留する農薬等の暫定基準(第二次案)についての2の(2)暫定基準の作成方法を御参照下さい。なお、今回の暫定基準の設定に当たっては、ADIの評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のように、ADIから食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難であると考えます。
12	スペクチノマイシン(280)の牛及び豚のその他の内臓等、ドキシサイクリン(359)の牛のその他の内臓等、ピランテルの豚のその他の内臓等の類型8については、その他の内臓等は摂取する機会が少ないため、また薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の0.3 ppmに設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20	類型8(最終案では類型 6-3)については、筋肉及び脂肪と肝臓、腎臓及びその他の内臓等とを区分して取り扱い、それぞれの区分のうち基準の設定されていない組織・臓器については、同一畜種内で基準が設定されている同じ区分の組織・臓器のうち、最も低く設定されている値を基準の設定されていない部位に適用することとします。
13	ドラメクチン(361)の牛の筋肉は基準値案では 0.01 ppm (Codex)、豚の筋肉は基準値案では 0.005 ppm (Codex)となっているが、国内の残留試験における検出限界値は両方とも0.03 ppm であり、0.03 ppm(薬事法)での設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20	我が国がWTOに加盟していることに鑑み、コーデックス基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。
14	ドラメクチン(361)の鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等について基準値案では資料がないため設定されていないが、検出限界値(HPLC 法)の 0.03 ppm (薬事法)での設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20	ご指摘の物質については、鶏への使用が国内で承認されておらず、従って、農林水産省動物用医薬品等主管課長から承認時における定量限界値が提示されておりませんので、御要望に沿うことは困難であると考えます。
15	ピランテル(456)の牛及び鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等について、基準値案では設定されていないが、検出限界値の 0.5 ppm での設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20	御指摘の物質の牛及び鶏の筋肉等については、参考とする基準がないことから、御要望にすることは困難です。
16	ピランテル(456) 豚のその他の内臓等: 基準値案では筋肉の基準値と同じ 1 ppm とされている。その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉とおなじ値にすると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の 10 ppm に設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20	類型8(最終案では類型 6-3)については、筋肉及び脂肪と肝臓、腎臓、その他の内臓等とを区分して取り扱い、それぞれの区分のうち基準の設定されていない組織・臓器については、同一畜種内で基準が設定されている同じ区分の組織・臓器のうち、最も低く設定されている値を基準の設定されていない部位に設定することとします。よって、豚のその他の内臓等については、豚の肝臓の 10ppm を採用することとします。
17	クレソキシムメチルは、「上記以外の果実」にあたる「アケビ」でマイナー作物承認がなされており、現在作物残留試験を実施中である。従って、CODEX 基準でなく登録保留基準値を採用して欲しい。	BASF アグロ株式会社	21	ご指摘の通り、修正します。
18	ジチアノンの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.5ppm)が設定されているが、記載がない。	BASF アグロ株式会社	21	ご指摘の通り、修正します。
19	作物残留試験成績に鑑み、ジチアノンの「なつみかんの果実全体」「グレープフルーツ」「その他のかんきつ類果実」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用	BASF アグロ株式会社	21	作物残留試験成績に鑑み、採用することとします。

	して欲しい。			
20	作物残留試験成績に鑑み、トリホリンの「トマト」「きゅうり」「メロン類果実」「いちご」について、CODEX 基準値ではなく登録保留基準を採用して欲しい。	BASF アグロ株式会社	21	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
21	シアン化水素について、かんきつ類果実のうち、レモンにのみ類型3-2-1が適用され、アメリカの基準値が採用されているが、輸入実態を考えると、オレンジ、グレープフルーツについても米国基準を考慮する必要があるものとする。	日宝化学株式会社	23	ご指摘のとおり、類型3-2-1(最終案では類型3-2)を適用することとします。
22	アンピシリン アンピシリンの豚の腎臓における定量限界について、0.009 μg/g 程度であるとのデータはあるが、実際の定量限界は組織の抽出率、検定誤差等の存在を考慮する必要があり、このレベルまで確実に検出できるとは考えがたい。また、その他の動物種及び臓器の基準値案と比較しても非常に低い値となっている。以上のような状況を鑑み、基準値案を 0.01ppm とすることを御検討いただきたい。	武田シェリン グ・ブラウアニ マルヘルス株 式会社	25	御指摘の定量限界値については、農林水産省動物用医薬品等主管課長からから提示された承認又は指定時における各品目の定量限界値を参考としており、国内において当該物質を薬事法に基づき適正に使用した場合は、定量限界値を超えて残留することはないよう運用されているものと承知しております。
23	アンピシリン アンピシリンの鶏の卵における定量限界について、希釈率、感度限界及び回収率等を考慮すると 0.013~0.016 μg/g と幅があるとのデータがあることから、基準値案を 0.01ppm とするのは不適切と考える。端数を切り上げて 0.02ppm とすることを御検討いただきたい。	武田シェリン グ・ブラウアニ マルヘルス株 式会社	25	御指摘の定量限界値については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から承認又は指定時における各品目の定量限界値として提示された 0.014 μg/g を参考としています。このため、基準値案を変更することは困難です。なお、国内において当該物質を薬事法に基づき適正に使用した場合は、定量限界値を超えて残留することはないよう運用されているものと承知しております。
24	リゾチームは魚類を含む動植物の組織中に広く分布することが知られており、本来内在するリゾチームと投与したリゾチームを区別して分析することはできません。例えば、動物薬承認時の申請資料中にあるように、リゾチームを投与されていないスズキ目魚類からも基準値(案)以上のリゾチームが検出される場合があります。また、卵等にリゾチームが含まれても問題にはならないが、スズキ目魚類に検出された場合、たとえ天然魚であっても問題になるのであれば、一般消費者に対して無用の混乱と不安を与えることになるとも考えられます。基準値の設定には食品に含まれる量を勘案してご検討いただきますようお願いいたします。(資料略)	協和発酵工業株式会社	26	御指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、薬事法における定量限界値の削除及び規則(案)の4の天然に含まれる物質としての例示を求める通知が提示されたことを踏まえ、暫定基準を設定しないこととすると共に、暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質として例示することとします。
25	魚類分類上、サケ目は存在しないと思いますので、ニシン目魚類又はニシン目魚類サケ科が適当であると考えます。	三鷹製薬株式会社	34	農林水産省においては、現在、薬事法において、サケ科魚類をニシン目魚類に分類していますが、これは、平成 12 年当時の魚類の一般的な分類に従ったものと承知しております。一方、現在の魚類の分類においては、サケ目魚類という新たな目が新設され、一般的にサケ科魚類はサケ目魚類に分類されています。よって、暫定基準の設定にあたり、サケ目魚類を

				食品分類とすることは、現在の分類学上適当であると考えます。
26	オキシリニック酸の物質名は、動物用医薬品において「オキシリン酸」となっていますので、「オキシリン酸」が適当で有ると考えます。	三鷹製薬株式会社	34	御指摘の物質につきましては、農薬取締法においては「オキシリニック酸」として登録がされておりますが、別途、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、動物用医薬品の一般的な名称である「オキシリン酸」の名称を併記することを求める通知が提示されていることから、最終案においては両物質名を記載します。
27	エンドリンの検出限界は 0.005ppm ではないのか。また、昭和 45 年の環食化第 79 号通知では、ばれいしょの検出限界として 0.005ppm が定められているが、ばれいしょ以外にも適用されるのか。	国立医薬品食品衛生化学研究所	35	ドリン剤の検出限界は、抹茶については 0.02ppm とし、それ以外の食品については 0.005ppm とします。
28	ジチオカルバメートの基準値は CS2 換算で示す、とあるが、登録保留基準は CS2 換算されていない。換算した値をもって基準値を設定すべきではないか。	国立医薬品食品衛生化学研究所	35	ご指摘の通り、修正します。
29	オレンジピールについて、食品分類を明確にして欲しい。	サントリー株式会社	39	オレンジピールについては、「その他のスパイス類」という作物分類を作成、対応することとし、その基準値の明確化を図ります。
30	類型 1-1 が適用され、CODEX 基準により 1ppm が設定されているエテホンの小麦について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で 0.60ppm が検出されていることから、基準値として 2ppm を要望する。	石原産業株式会社・バイエルクロップサイエンス株式会社	41・130	作物残留試験成績に鑑み、採用します。
31	フルアジホップは、「上記以外のせり科野菜」にあたる「せんきゅう」でマイナー作物承認がなされている。よって、せんきゅうを包含する「根・茎類」の登録保留基準 0.5ppm を採用して欲しい。	石原産業株式会社	41	ご指摘の通り、修正します。
32	国産のピーマンは、独自に調査した値では、臭素の残留量が、基準値案(20ppm, CODEX)より大幅に高く認められている(61.3-112ppm)。その他にも、国産の小豆類では基準値案 50ppm のところ 63.8ppm が、ブロッコリーでは 30ppm のところ 56ppm が、えだまめでは 50ppm のところ 56ppm が、きゅうりでは 100ppm のところ 106.2ppm が、それぞれ検出されている。また同様に、輸入品の小豆類では基準値案 50ppm のところ 84ppm が、そらまめでは 50ppm のところ 97.8ppm が、らっかせいでは 130ppm のところ 151ppm が、ライマ豆では 50ppm のところ 84ppm が、ごまでは 50ppm のところ 82ppm が、ブロッコリーでは 30ppm のところ 76.1ppm が、アスパラガスでは 80ppm のところ 74ppm が、えだまめでは 50ppm のところ 62.5ppm が、それぞれ検出されている。基準値設定に関しては、現在流通している輸入及び国産農産物の流通を阻害しないよう、実情にあった値を設定すべきである。	メチルプロマイド工業会	44	植物防疫上の必要性の観点で、薫蒸処理に使用されていることから、平成 17 年 3 月 2 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、農林水産省から提出のあった資料に基づき、基準値を修正することとしました。また、その他の項目につきましても、農林水産省から追加要望が提出されたことから、確認の上、基準値を適切な値に修正します。
33	臭素の大豆基準値は、米国からの輸入が輸入品の 75% を占めていることから、海外平均値ではなく、米国基準を採用して 200ppm に設定して欲しい。	メチルプロマイド工業会	44	御指摘の基準値は複数国の基準値の平均をとったものです。基準値を設定している国では国産品だけでなく輸入品も同一の基準値で規制していることから、単に特定国からの輸入が多い、あるいは想定されるという理由のみでもって、特定国の

				みの基準値を参考とすることは必ずしも適当でないと考えます。また、国外で使用される農薬等の基準値の設定は、改正の要請制度を別途設けていますので、あわせてご紹介します。
34	クロロタロニルの「上記以外のベリー類果実」に CODEX基準はないことから、修正を求める。	株式会社エス・ディー・エスバイオテック	45	ご指摘の通り、修正します。
35	ノバルロンに記載の現行基準(なす)が、官報記載の基準値と異なっているので修正して欲しい。	株式会社エス・ディー・エスバイオテック	45	ご指摘の通り、修正します。
36	米国基準では、プロフェタムホス、ヒドロプレン等について、食品の保管・加工・調理・提供施設の衛生管理の施工の結果として、これらの殺虫剤について「Food Commodities」という定義のもとで残留基準が設定されている。今回の法改正の中で、製造業者からの出荷以降、消費者の手又は口に入るまでの食品流通・保管。最終加工施設までの経路を考慮し、同様の考え方を導入した暫定基準値設定は必要ではないのか。	株式会社日清製粉グループ本社	46	ご指摘のような施設の衛生管理の目的で使用される化学物質は、農薬には該当致しません。
37	トリメチルスルホニウムは、アメリカにスルホサートとして基準があるので、トリメチルスルホニウムに反映して欲しい。	株式会社日清製粉グループ本社	46	アメリカのスルホサートは、グリホサートのトリメチルスルホニウム塩であり、グリホサートとして既に暫定基準値に組み込まれています。カナダのトリメチルスルホニウム基準値については、これ自身農薬ではなく、残留が認められた場合、グリホサート・スルホサート利用に基づくものと考えられることから、基準値を作成しないこととします。
38	フルオリンは、アメリカ基準が反映されていないので、反映して欲しい。	株式会社日清製粉グループ本社	46	フルオリンは、フッ素であり、自然界に広く含まれている物質であることから、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えられます。
39	二硫化炭素は、一次案回答でジチオカルバメートとして基準値が設定されているとしているが、二次案の脚注にはその説明がない。	株式会社日清製粉グループ本社	46	二硫化炭素は、火山国である日本の場合には特に、自然界に広く含まれている物質であると考えられることから、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えます。従って、基準値は作成しないこととします。
40	イミダクロプリド 食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康をそこなうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」の設定についての案のV対象外物質(案)の②適切に使用されている限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性が無視できると評価された物質にイミダクロプリドが記載されているが、これは動物用医薬品の動物殺虫剤としての使用に限られ、殺虫剤の目的で農薬として使用する場合は、暫定基準を設定するということでしょうか。	(株)日清製粉グループ本社 日清製粉(株) 日清フーズ(株)	46	対象外物質については、使用方法等に特に制限のない物質とする方針であることから、ご指摘を踏まえ、イミダクロプリドについては、対象外物質(案)から削除します。

41	アゾキシストロビンは、「上記以外のかんきつ類果実」にあたる「さんしょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、さんしょうの登録保留基準 10ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
42	ジクワットの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準 (0.03ppm) が設定されているが、記載がない。また、アメリカの基準(貝類)が反映されていない。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
43	シマジンのアメリカ基準(くるみ)が反映されていない。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
44	シロマジンのアメリカ基準(チコリ)が反映されていない。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
45	チアベンダゾールの日本なし、西洋なしにある CODEX 基準は、3ppm の誤りである。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
46	チアメトキサムは、「にら」でマイナー作物承認がなされている。よって、にらの登録保留基準 2ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
47	ピメトロジンのパセリに EU 基準があることから、反映して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ピメトロジンの EU 基準は、ご指摘のパセリに限らず全ての農作物等に対し、暫定的な基準であることが判明しましたので、我が国の暫定基準の参考から除外することとします。
48	フルジオキシニルは、「上記以外の野菜」にあたる「未成熟さげ」「未成熟ふじまめ」「未成熟そらまめ」でマイナー作物申請がなされている。よって、これらの登録保留基準 5ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
49	プロピコナゾールの現行基準(パイナップル)の記載は誤りである。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
50	プロフェノホスのてんさいに、CODEX 基準はない。修正を求める。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
51	類型 1-1 が適用され、CODEX 基準により 0.05ppm が設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの米について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で 0.03ppm が検出されていることから、基準値として 0.1ppm を要望する。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、採用します。
52	類型 1-1 が適用され、CODEX 基準により 0.05ppm が設定されているメタラキシル及びメフェノキサムのばれいしについて、作物残留試験結果を示す。それによると、0.06ppm が検出されていることから、基準値として 0.5ppm を要望する。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。

53	類型1-1が適用され、CODEX 基準により 0.5、1、0.5ppm が設定されているメタラキシル及びメフェノキサム のトマト、ピーマン、きゅうりについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.35ppm、0.88ppm、0.50ppm が検出されていることから、基準値としていずれも 2ppm を要望する。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
54	メタラキシル及びメフェノキサムは、「上記以外の野菜」にあたる「たらきのき」「みょうが」「くわい」等で、「上記以外のなす科野菜」に当たる「ししとう」「とうがらし」等で、また「かぼちゃ」にあたる「ズッキーニ」でマイナー作物申請がなされている。よって、これらの登録保留基準 2ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
55	メチダチオンの「夏みかんの果実全体」には類型6が適用され、2ppm となっている。しかし、作物残留試験成績によると、適正使用範囲内での最大残留は 2.36ppm である。従って、登録保留基準 5ppm の採用が必要である。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
56	メトラクロールには S-メトラクロールが含まれることを明記して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	ご指摘の通り、修正します。
57	類型1-1が適用され、CODEX 基準により 0.2、0.5ppm が設定されているメチダチオンのパイナップル、茶について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.015ppm、0.35ppm が検出されていることから、基準値として 0.2、1ppm を要望する。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
58	バラコートの茶には、登録保留基準はないが、登録があり実際に使用されている。また、作物残留試験も実施され、<0.06ppm の残留が認められていることから、暫定基準を設定して欲しい。	シンジェンタジ ヤパン株式会社	47	本年3月1日付の農林水産省の意見も踏まえ、0.3ppm を設定します。
59	クロチアニジンの「にら」には登録保留基準があるので、採用して欲しい。また、最新のアメリカ基準を反映して欲しい。	住化武田農 薬株式会社	50	クロチアニジンの「にら」には、現行基準(案。2005年5月現在審議中)があるため、暫定基準は設定しません。
60	スルホスルフロンのカナダ基準値が反映されていない。	住化武田農 薬株式会社	50	ご指摘の通り、修正します。
61	クロルフェナピルは、「さんしょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、さんしょうの登録保留基準(小粒果実類)5ppm を、その他のかんきつ類果実に採用して欲しい。	日本農薬株 式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
62	テフルベンズロンの未成熟えんどうの登録保留基準は、5ppm の誤りである。	日本農薬株 式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
63	フェノブカルブのにら、たけのこの現行基準が抜けている。	日本農薬株 式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
64	フェンピロキシメートの現行基準(マイナー作物対応分)が抜けている。	日本農薬株 式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
65	類型1-1が適用され、CODEX 基準により 0.5ppm が設定されているブプロフェジンのオレンジ、その他のかんきつ類果実について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.64ppm(オレンジ)、0.70ppm(レ	日本農薬株 式会社	51	作物残留試験成績に鑑み、採用します。



	モン)が検出されていることから、基準値として登録保留基準の 2ppm を要望する。			
66	プロパルギットの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(3ppm)が設定されているが、記載がない。	日本農業株式会社	51	ご指摘の通り、修正します。
67	作物残留試験成績に基づき、基準値が定められているクロルフェナピル、テブフェンピラド、テフルベンズロン、フェンピロキシメート、フルオルイミド、フルバリネートについて、茶の基準値はいずれも溶媒抽出の分析値に基づいて設定されている。従って、脚注の「熱湯抽出法による」という記述を削除すべきと考える。	日本農業株式会社	51	現行基準は今回対象となっておりません。
68	作物残留試験成績に鑑み、ジチオカルバメートの「メロン類果実」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	これらの案 は、マンコゼブ・マンネブ等の登録保留基準について、「CS2 換算値として示す」と表記しましたが、具体的な数値は換算せずに掲載しています。よって、これらの数値は No.28 の回答のとおり CS2 換算することとし、改めて算出しなおすこととします。その上で、作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
69	作物残留試験成績に鑑み、フェンブコナゾールの「りんご」「日本なし」「西洋なし」「ぶどう」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
70	ペノキスラム (Penoxsulam) は、2004 年9月にアメリカ基準が新規に設定されているので、反映して欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	ご指摘の通り、修正します。
71	ジチオカルバメートの「夏みかんの外果皮(10ppm)」と「夏みかんの果実全体(1ppm)」の基準値は、いずれも登録保留基準値を参考として設定されているが、整合性が取られていない。外果皮の基準 10ppm に合わせ、果実全体の基準を 4ppm として欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	これらの案 は、マンコゼブ・マンネブ等の登録保留基準について、「CS2 換算値として示す」と表記しましたが、具体的な数値は換算せずに掲載しています。よって、これらの数値は CS2 換算することとし、また、外果皮と果実全体の双方に基準を作ることは必然性が認められないことから、専門家の意見を聞いた上で、「なつみかんの果実全体」に 3ppm (CS2 換算)を設定します。
72	レモンはミカン園に混植されているため、その他のかんきつ類果実に相当する伊予柑、ゆず、かぼす、きんかんと同様みかんの病害を防除する際、同時に当該農薬が散布される。ジチオカルバメートでは、その他のかんきつ類果実の基準値が 10ppm となっており、レモンは果皮を含めた果実全体が分析部位となることから、レモンの基準値を「その他のかんきつ類果実」と同様 10ppm にして欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	No.28 の回答のとおり、ジチオカルバメートについては CS2 換算をやり直すこととしていますが、「その他のかんきつ類」と同じ数値をレモンに設定する根拠はないものと考えます。
73	メキシフェノジドの未成熟いんげん、未成熟えんどう、その他の野菜は、2004 年9月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	53	ご指摘の通り、修正します。
74	きのこ類の食品分類について、「マッシュルーム」はきのこ全体を差す言葉であることから、いわゆるマッシュルームのみを差す場合、「マッシュルーム(ツクリタケを言う)」と明確化した方がいいのではないかと。	全国食用きのこ種菌協会	61	この分類名はすでに告示されているものであって、現段階で改めることは困難です。

75	アザペロン 豚のその他の内臓等の残留基準値0.001ppm は、分析試験法としてラベル化合物を用いた場合での検出限界値と考えられるが、野外で使用されるHPLC 法では0.001ppmを検出することは不可能である。従って、豚のその他の内臓等の残留基準値は豪州基準の0.2ppmとしていただきたい。	三共ライフテック株式会社	65	御指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、修正された薬事法における定量限界値が提示されていることから、暫定基準を修正し、最終案とします。
76	リン化水素の暫定基準案に、「リン化マグネシウム」由来のものも含めて欲しい。	デゲシュ・ジャパン株式会社	67	リン化マグネシウムも含めて設定します。
77	性フェロモン剤は、直接農作物にかけるものでないのに対象外物質となるのかどうか明確にしていきたい。	キッコーマン株式会社	69	使用法等を勘案すると、性フェロモン剤が食品中に残留する可能性はほとんどないものと考えられます。これら物質が全て、「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」であると安易に断定することは出来ないことから、個別に対象外物質として指定した物質を除き、一律基準値をもって対応します。
78	トルトラズリルの日本語表記は、トルトラズリルに訂正していただきたい	バイエルメディカル(株)	70	御指摘を踏まえ修正します。
79	トルトラズリルの牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓については現在空欄となっているが、欧州連合(EU)では現在、暫定MRLとして、豚と同じ基準が設定されている。EMEAの発表文書を添付するので、牛に関する参考基準国の数値として採択していただくと共に牛についても暫定基準を設定していただきたい。	バイエルメディカル(株)	70	EUにおいて使用が認められておらず、正式なMRLが設定されていないことから、ご要望に添うことは困難です。
80	フェバンテル フェバンテルについては、新たに暫定基準を設定しなかった物質(「残留基準が定められているものであって、暫定基準を設定しなかった農薬等」)に分類されていますが、現時点で残留基準が定められているのは魚介類(ふぐ目魚類に限る)のみであって馬の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓等については空欄となっております。追って残留基準が設定される予定のようですが、少なくとも馬については国内で薬事法に基づく承認の際の検出限界値がありますし、またEUにおいても牛・羊・豚・馬の筋肉等について基準が設定されておりますので、それに基づき暫定基準を設定していただきますようよろしくお願いいたします。	バイエルメディカル(株)	70	オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールについては平成16年11月26日付け厚生労働省告示第413号をもって陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及びその他の食用部分に残留基準を設定したところです。詳細につきましては、平成16年11月26日付け食安発第1126001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知( <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/041126-1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/041126-1.pdf</a> )を御参照下さい。
81	アラニカルブはメソミルに代謝されるが、作物残留試験結果によると、アラニカルブが不検出で、メソミルが検出される場合があり、特に「ばれいしょ」「すいか」では基準値案を超えている。再考を願いたい。また、両者の基準値を比較した場合、アラニカルブの暫定基準値をメソミ	大塚化学株式会社	79	アラニカルブとメソミルが共に検出された場合、親化合物であるアラニカルブの基準値で判断することとしています。一方、作物残留試験成績でメソミルのみが検出されている場合、類型7(最終案では類型6-2)の検討の対象となりますが、もも

	ル換算すると、ばれいしょ、すいか、メロン及びももの基準値で、メソミルの基準値案を超える。従って、これらの事実を勘案し、メソミル及びチオジカルブの基準値を、アラニカルブの暫定基準値で、メソミル及びチオジカルブの登録保留基準値に相当する、0.5,2,2,2ppm にして欲しい。			は、アラニカルブも検出がされており、問題にはならないものと考えます。しかし、ばれいしょ、すいか、メロン類果実につきましては、作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
82	作物残留試験成績を検討した結果、大豆とトマトにおいて、チオファネートメチルの国内最大残留値(カルベンダジム換算)(それぞれ 0.28・0.83ppm)が、暫定基準案(それぞれ 0.2・0.5ppm)を上回っている。これらについて、実態を考慮し、登録保留基準である 0.6・3ppm を基準値として設定して欲しい。	日本曹達株式会社	92	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
83	チオファネートメチルは、「アケビ」「チェリモヤ」「カリン」「ゴレンシ」「パッションフルーツ」「コリアンダー」「オリーブ」でマイナー作物承認がなされている。よって、これらの登録保留基準 3ppm を、その他の果実に採用して欲しい。	日本曹達株式会社	92	ご指摘の通り、修正します。
84	対象外物質に「飼料添加物ビタミン類(βカロテンを含む)」を追加していただけますよう、御検討をお願いします。 対象外物質に「動物用医薬品ビタミン類(βカロテンを含む)」としていただけますよう、御検討をお願いします。 理由: 飼料添加物としては、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」の用途で、家畜に使用が認められ、農林水産大臣より指定されている。β-カロテンは、牧草などの天然植物性飼料にも含まれており、家畜の栄養成分(プロビタミン A)として従来から摂取されている。飼料添加物で使用される合成β-カロテンは、自然界に存在する天然β-カロテンと同一の構造を有する。 また、β-カロテンは、自然界に広く存在するカロテノイドの1種で、ニンジン中ではじめて発見され、草木、野菜、海藻、果物、牛乳などに広く含有されている。食品添加物として着色料として指定されているのみならず、他のビタミン類と同様、栄養強化の目的で強化剤としても指定されている。食品添加物として指定されている合成β-カロテンは、自然界に存在する天然β-カロテンと同一の構造を有する。	DSM ニュートリション ジャパン(株)	93	ご指摘を踏まえ、対象外物質とします。
85	クレンブテロール及びメロキシカムの牛の脂肪については、EU においては、脂肪の残留は他の主要臓器の残留に比べて極めて低い。また、マーケットバスケットの考えから脂肪は主要摂取臓器ではないことから脂肪については MRL の設定の必要はないと EU では判断されています。	ベーリンガーインゲルハイムシオノギベメディカ株式会社	95	クレンブテロールの牛の脂肪については、コーデックスにおいて基準が設定されておりますので、コーデックス基準を参考として、メロキシカムについては、牛の筋肉の暫定基準を参考に類型8(最終案では類型 6-3)を適用して、それぞれ牛の脂肪に暫定基準を設定します。また、今回の暫定基準の設定に当たっては、ADI の評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のように、ADI から食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難であると考えます。なお、ポジティブリスト制

				はすべての食品が対象であり、基準が設定されない場合一律基準が適用されます。
86	プロチゾラム(549)の牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳及びメンブロン(650)の牛及び豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、牛の乳については、EUにおいては ANNEX II に分類されており、ADI とマーケットバスケットから MRL は必要ないとされている。暫定基準値設定には国内の承認時の基準が採用されていますが、科学的に決められた EU での MRL の設定なしを優先していただき、今回の暫定基準設定に当たりましても、MRL の設定の必要がないものとして検討いただきたい。	ベーリンガーインゲルハイムシオノギベイトメдика株式会社	95	当該物質については、EU において ADI が設定されており、ポジティブリスト制における「人の健康をそこなうおそれのないことが明らかである物質」とすることは困難です。なお、当該物質の暫定基準については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示された承認時における各品目の定量限界値を参考としており、国内において当該物質を薬事法に基づき適正に使用した場合は、定量限界値を超えて残留することはないよう運用されているものと承知しております。
87	テトラジホンの登録保留基準に誤記が認められるので修正して欲しい。	アグロ カネシヨウ株式会社	97	ご指摘の通り、修正します。
88	ジクロベニルの登録保留基準(「日本なし」「西洋なし」)に誤記が認められるので修正して欲しい。	アグロ カネシヨウ株式会社	97	ご指摘の通り、修正します。
89	クロラムフェニコール はちみつ クロラムフェニコールについては、「不検出」とする農薬等の一覧に含まれており、その分析方法及び不検出とする限度を告示で示すとあります。現在、はちみつのクロラムフェニコールの試験法については、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別紙1「はちみつ中のクロラムフェニコール分析法」が告示されており、この試験法によると、その定量下限値は 0.1ppm となっております。はちみつ中のクロラムフェニコールについては、既に告示されているという理解でよいのでしょうか。	(社)全国はちみつ公正取引協議会 / 全日本はちみつ協同組合	98	クロラムフェニコールについては、発がん性等の理由により、国際専門家会議(JECFA)において ADI 及び残留基準が設定されておらず、使用は非食用動物に限るべきであると勧告されています。我が国においては、従来から「抗生物質は含有してはならない」という規定が適用されていますが、ポジティブリスト制への移行に伴い、「不検出」に変更する旨の案を公表したところです。豚肉等の食品については、平成17年1月12日付けで改良試験法を通知したところであり、これを不検出の試験法として告示する予定としております。はちみつの試験法については諸外国で実施されている試験法の定量限界値 0.5ppb を目途に定量限界値を下げるべく、より高感度の改良法の開発を現在進めているところです。
90	ストレプトマイシン はちみつ はちみつにおけるストレプトマイシンの暫定基準値を設定してもらいたい。はちみつが食肉と比較して摂取量が少ないことは明白であり、ADI に基づきはちみつの暫定基準値を設定しても、安全性の面からは問題ないと考えます。 また、現状はコーデックス規格、海外などの基準等がない場合は一律基準を適用しており、ストレプトマイシン等抗生物質の残留の有無は検出限界を持って判断致します。一律基準は現在の検出限界である 0.1ppm を以て一律に設定されるよう要望致します。	(社)全国はちみつ公正取引協議会 / 全日本はちみつ協同組合	98	ストレプトマイシンのはちみつについては、CODEX 及び諸外国において参考となる基準が確認できないことから、暫定基準を設定することは困難であると考えます。なお、ストレプトマイシン等の抗生物質であって、暫定基準が設定されない食品については、食品に含有してはならないという従来の規制及び試験法が適用されます。
91	テトラサイクリン系抗生物質は、食肉についてはこれら3種の物質をトータル量として残留基準を設けているにもかかわらず、魚介類では単品ごとに残留基準を設けており、特にクロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンに	マルハ株式会社	100	魚介類のオキシテトラサイクリンの残留基準は現行基準であり、説明文書の留意事項の1に記載のとおり、現行基準については、改正の対象とはしていないことから、暫定基準によりクロルテトラサ

	至っては、「存在してはならない」という基準設定が行われているのは非論理的と考えます。他の食品種類において、既に安全性が確認されている化学物質については、全く確認されていない物質と区別し、それらを参考に基準を設定すべきであると考えます。			イクリン、テトラサイクリンの合計値に変更することは困難です。また、従前から、個別の残留基準が設定されていない抗生物質については、「含有してはならない」と規定されており、魚介類のクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンについてはこの規定が適用になります。なお、JECFAでは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの単独または和として、 $30 \mu\text{g}/\text{kgbw}/\text{day}$ というADIが設定されていますが、コーデックス基準は魚介類についてオキシテトラサイクリンのみの基準値となっています。現行基準の変更等の要望がある場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
92	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ0.5、0.05、0.05ppm が設定されているジメエートのかぶ類の根、キャベツ、たまねぎについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.25ppm、0.56ppm、0.061ppm が検出されていることから、基準値として登録保留基準の 1ppm を要望する。	住友化学工業株式会社	101	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。
93	ジメエートは、「未成熟さざげ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟さざげの登録保留基準 1ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	住友化学工業株式会社	101	ご指摘の通り、修正します。
94	プロシモンは、「しそ」でマイナー作物承認がなされている。よって、しその登録保留基準 5ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	住友化学工業株式会社	101	ご指摘の通り、修正します。
95	インドキサカルブは、「未成熟そらまめ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟そらまめの登録保留基準 1ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	デュポン株式会社	102	ご指摘の通り、修正します。
96	ジウロンの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.05ppm)が設定されているが、記載がない。	デュポン株式会社	102	ご指摘の通り、修正します。
97	エトフェンプロックスは、「未成熟そらまめ」「マルメロ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟そらまめ、マルメロの登録保留基準 5ppm、2ppm を、その他の野菜、マルメロに採用して欲しい。	三井化学株式会社	104	ご指摘の通り、修正します。
98	ジノテフランの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.05ppm)が設定されているが、記載がない。	三井化学株式会社	104	ご指摘の通り、修正します。
99	フェンヘキサミドは、「らっきょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、らっきょうの登録保留基準 0.1ppm を、その他のゆり科野菜として記載、採用して欲しい。	三井化学株式会社	104	ご指摘の通り、修正します。

100	<p>エプリノメクチン (98)</p> <p>食品名 上記以外の陸棲哺乳類の脂肪 内容 牛の脂肪のMRLは0.25 ppmであり、本剤が牛以外の脂肪を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類の脂肪に牛より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛の脂肪と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。</p>	メリアル・ジャパン株式会社	105	<p>上記以外の陸棲哺乳類の脂肪については、参考となる基準がないことから類型8(最終案では類型6-3)を適用して、筋肉及び脂肪と肝臓、腎臓、その他の内臓等とを区分して取り扱い、それぞれの区分のうち基準の設定されていない組織・臓器については、同一畜種内で基準が設定されている同じ区分の組織・臓器のうち、最も低く設定されている値を基準の設定されていない部位に設定することとします。なお、今回の暫定基準の設定に当たっては、ADI の評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のようなADIから食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難であると考えます。</p>
101	<p>クロルスロン (180)</p> <p>食品名 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳</p> <p>内容 牛以外の陸棲哺乳類の組織については一律基準値が適用されることとなりますが、本剤が牛以外の組織を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類の組織に牛より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛の組織と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。</p>	メリアル・ジャパン株式会社	105	<p>動物用医薬品の承認又は使用については動物毎であること、残留基準は適切に使用した場合の残留量を基に決めるべきものであることから、例えば、牛肉のMRLを豚肉のMRLとして採用することは困難であると考えます。なお、今回の暫定基準の設定に当たっては、ADI の評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のように、ADI から食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難と考えます。</p>
102	<p>スピラマイシン (277)</p> <p>食品名 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳、ならびに鶏及び上記以外の家禽の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等</p> <p>内容 牛、豚以外の陸棲哺乳類の組織については一律基準値が適用されることとなりますが、本剤が牛、豚以外の組織を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類、鶏及び上記以外の家禽の組織に牛、豚より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛、豚の組織と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。</p>	メリアル・ジャパン株式会社	105	<p>動物用医薬品の承認又は使用については動物毎であること、残留基準は適切に使用した場合の残留量を基に決めるべきものであることから、例えば、牛肉のMRLを豚肉のMRLとして採用することは困難であると考えます。鶏については、現行基準が設定されているため、最終案においては修正します。</p>
103	<p>アモキシシリン、アンピシリン、エンロフロキサシン、エリスロマイシン、ハロフギノン、ナフシリン、ネオマイシン、オキシテトラサイクリン、プレドニゾロン、ピランテル、サリノマイシン、スペクチノマイシン、スルフアドキシンについて、EU の MRL の間に相違が見られるので、これらの物質の MRL を再考してもらいたい。</p>	株式会社インターベット	108	<p>暫定基準の作成方法については、食品中に残留する農業等の暫定基準(第二次案)についての2の(2)暫定基準の作成方法のとおりであり、暫定基準を再考することは困難です。</p>
104	<p>アミトラズ</p> <p>豚の脂肪については、海外基準の平均値が採用されているが、Codexにおいて0.4ppmが設定されているので再考してもらいたい。</p> <p>はちみつについては、基準が設定されていないが、EUにおいてMRL(0.2ppm)が設定されている。</p>	株式会社インターベット	108	<p>豚の脂肪の Codex 基準(0.4ppm)は確認できません。はちみつについては、EU において MRL が設定されていることが確認されたため、EU の MRL を参考として暫定基準を設定することとします。</p>

105	セフキノム 上記以外の陸棲哺乳類について基準がないが、馬について基準が設定されているので、採用してもらいたい。牛の筋肉等にも CODEX 基準がある。	株式会社イン ターベツト	108	EU において馬に新たに MRL が設定されていることが確認されたため、同基準を参考とした暫定基準を設定することとします。一方、牛の筋肉等の CODEX 基準は確認できません。
106	デルタメトリン 牛の脂肪、肝臓、腎臓、乳、鶏の卵について、Codex 基準を採用とあるが、Codex 基準なのかどうか確認できない。	株式会社イン ターベツト	108	デルタメトリンについては、農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用されており、CODEX においても、畜水産物については、CCPR(残留農薬部会)及び CCRVDF(残留動物用医薬品部会)の両部会で異なる残留基準が設定されています。このため、暫定基準設定においては、畜産物については、動物用医薬品として使用される場合の CCRVDF の基準を参考とし、CCRVDF の基準が設定されていない畜種、部位については、CCPR の基準を参考とすることとします。
107	ブラジクアンテル ブラジクアンテルの上記以外の陸棲哺乳類について、EU のレポートを参考として基準が設定されているが、ニュージーランドの MPL(Maximum permissible levels*)において、哺乳類の筋肉、脂肪、内臓について、0.1ppm が設定されているので、採用してもらいたい。 *ニュージーランドの Animal Products Act に基づいて設定されている食肉中の動物用医薬品、汚染物質等の許容量	株式会社イン ターベツト	108	MPLは、ニュージーランドにおいて、輸出国の残留基準を参考に設定したものであることから、これを暫定基準設定の参考にする必要はないものと考えます。
108	EU の ANNEX II に含まれているブセレリン、フロセミド、ゴナドトロピン、ルプロステール、ナタマイシン、オキシトシン、プロカインについて、対象外物質のリストへ含めてもらいたい。	株式会社イン ターベツト	108	ブセレリン、フロセミド、ルプロステール、プロカインについては対象外物質とします。ゴナドトロピン、オキシトシンについては、動物体内に存在する物質であるため、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えます。ナタマイシンについては、現行基準として「含有してはならない」があることから、対象外物質として取り扱うことは困難です。
109	ピペロニルブトキシドの「かんきつ類ジュース(0.05ppm)」と「かんきつ類(生果)(5ppm)」の基準値は、いずれも CODEX 基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。生果の基準 5ppm に合わせ、ジュースの基準を 5ppm としたい。なお、搾汁率等から換算した基準値は、8.3ppm である。	(社)日本果 汁協会	112	CODEX 基準の策定に当たっては、作物残留試験成績の結果など、データに基づいてJMPRの評価を得た上で設定されているものです。従って、改変の必要はないと考えます。
110	プロパルギットの「オレンジジュース(0.3ppm)」「ぶどうジュース(1ppm)」「リンゴジュース(0.2ppm)」と「オレンジ(3ppm)」「ぶどう(7ppm)」「りんご(3ppm)」の基準値は、いずれも CODEX 基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。生果の基準に合わせ、ジュースの基準を設定して欲しい。	(社)日本果 汁協会	112	CODEX 基準の策定に当たっては、作物残留試験成績の結果など、データに基づいてJMPRの評価を得た上で設定されているものです。従って、改変の必要はないと考えます。
111	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 特にADIを踏まえていない定量限界値による規制に関し	水産食品衛 生協議会	113	ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール及びエトキシキンにつきましては、別途、農林水産省動物用医薬品等主管課長より既提出の定量限界値等を訂正した値が提示されたことから、暫定基準を修正し、最終案として公表します。

	<p>ては、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」等の法令に従い適切に生産管理を行なったとしても、畜水産物中での代謝の状態によっては基準を超えて検出される可能性が懸念される。「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」との調和を図るとともに、それぞれの物質について ADI、残留の実態等を踏まえた上でより科学的に暫定基準の設定検討をお願いします。(飼料原料については酸化防止剤の残存量が一定以上ないと生産国が輸出できない場合がある。)</p>			<p>なお、別途提示された訂正值につきましては、平成17年3月2日農薬・動物用医薬品部会資料3-3-2  (<a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/dl/s0302-3i1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/dl/s0302-3i1.pdf</a>)を御参照下さい。</p>
112	<p>エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503)  サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類  対象食品についてウナギ目魚類とスズキ目魚類にブチルヒドロキシアニソールの基準が設定されていない。十脚目甲殻類(ブラックタイガーえび、車エビ等)にエトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールの基準が設定されていない。これらの魚介類は養殖されるものも多く、ジブチルヒドロキシトルエンに限ってもある程度の残留が十分考えられるにもかかわらず暫定基準値サケ目魚類 2ppm、十脚目甲殻類 0.01ppm(仮定の一律基準)の設定は無理があると思われる。ADI、残留の実態等を踏まえた上でより科学的に暫定基準を設定してください。</p>	水産食品衛生協議会	113	No.111と同じ。
113	<p>エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503)サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類  ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールについては、食品添加物として、油脂、バター、魚介乾製品、魚介塩蔵品および乾燥裏ごしイモに、その1Kgに 0.2g以下、魚介冷凍品および鯨冷凍品にあつては浸漬液1Kgにつき1g以下の使用が認められている。添加物として使用した場合、今回の残存基準を超える可能性がある。ポジティブリスト制はすべての食品について適用されるが、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールを食品添加物として使用する場合と、ポジティブリスト制の基準との整合性はどのように判断すればよろしいか。</p>	水産食品衛生協議会	113	No.111と同じ。
114	<p>エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503)  サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類  飼料添加物・動物用医薬品の暫定基準案設定の根拠がわかりにくい。表からは、設定根拠がどの法令の定量限界値あるいは残留データを、どのように使用したか不明解である。(明示してください)</p>	水産食品衛生協議会	113	No.111と同じ。



115	ジスルホトンは、対象化合物として、代謝物であるスルホン体を含める必要がある。	反農薬東京グループ	115	CODEX 基準に準拠し、ご指摘の通り修正します。
116	ヘプタクロルは、対象化合物として、ヘプタクロルエポキシドを含める必要がある。	反農薬東京グループ	115	CODEX 基準に準拠し、ご指摘の通り修正します。
117	ジノプロスト(239) 基準値案では、0.0001 ppm(薬事法)と設定されているが、根拠となる分析法が未だ情報収集中とことから、実際にこの値で残留基準が設定された場合、分析不能、また検出不能になってしまう可能性がある。	日本全薬工業株式会社	116	御指摘の物質については、別途、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、薬事法における定量限界値の削除及び規則(案)の4の天然に含まれる物質としての例示を求める通知が提示されことから、暫定基準最終案において削除すると共に、暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質として例示します。
118	チアムリン 当社で使用しているチアムリンについては、豚の胆汁における検出限界を 50ppb で設定しておりますが、暫定基準値(案)では 40ppb(「その他の内臓等」に該当すると考えた場合)に設定されているため、検出不能となってしまう可能性があります。このように、胆汁等のいわゆるマイナー臓器・組織の基準を最も低く設定されている臓器の基準値に合わせることは、検出限界値の観点から検討した場合、妥当性がないと考えられ得ます。	日本全薬工業株式会社	116	御指摘の物質の暫定基準は、農林水産省動物用医薬品等主管課長から承認又は指定時における各品目の定量限界値等として提示されたものです。
119	アザジラクチンは、アメリカで GRAS として登録されているので、対象外物質としてリストに加えるべきである。	アヲハタ株式会社	117	要望されている物質については、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであって、その成分が特定されていることから、対象外物質とします。
120	ミルネブは、ジチオカルバメート系農薬であり、マンネブ等の他のジチオカルバメート系農薬と同じく、分析対象化合物が CS2 であり区別できない。従って、ミルネブの全ての食品の基準値を、ジチオカルバメートと同一として頂きたい。	三共アグロ株式会社	120	ミルネブについては、ジチオカルバメート系農薬と分離して測定する分析法を開発中であることから、第2次案のとおり、ジチオカルバメートとは独立して基準値を設定することとします。
121	アピラマイシン アピラマイシンは EU(ヨーロッパ連合)において、豚、鶏、七面鳥、オーストラリアにおいて鶏、日本では豚及び鶏、その他の東南アジア及び南米等の諸外国において豚、鶏並びにその他の家きん(産卵鶏を含む)に使用されている。七面鳥については、EUにおいて2003年に認められており、その申請時に提出した資料中にあるバリデートされた定量限界値(0.05ppm)をもって規制することで、残留安全性上問題なしとの結論がだされています。このため、基準の設定されていない「上記以外の家きん」についても、鶏同様、0.05ppm を設定することは可能と考えます。	日本イーライリリー株式会社	122	御指摘の物質の七面鳥の基準については、参照する諸外国において基準が確認できないことから、御要望にそうことは困難です。

122	<p>アブラマイシン</p> <p>豚については、もっぱら諸外国で使用されているため（国内では承認を取得したものの10年近く販売実績はなく、諸外国での使用を優先させるべきと考えます）、諸外国の基準を参照し、筋肉についてはオーストラリアとカナダの基準から0.3ppmを、その他の臓器ではオーストラリアの基準の「その他の内臓」の2ppmを採用すべきであると考えます。なお、脂肪については規定されておらず、その他の内臓に含まれると解釈されますが、より厳しい基準として筋肉の基準を当てはめることで、十分な残留規制が可能と考えます。</p>	日本イーライリリー株式会社	122	<p>薬事法に基づく承認時における定量限界値については、農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示されていること及び国内登録が継続していることから、暫定基準を変更することは困難です。</p>
123	<p>ナラシン</p> <p>本剤は、諸外国において、哺乳動物については、牛及び豚その他の反すう動物並びに豚で用いられています。今回のポジティブリスト制について考慮された諸外国中では、唯一オーストラリアにおける牛の基準が、バリデートされた定量限界である0.05ppmを用いて設定されています。しかし、それ以外の哺乳動物、すなわち豚及び上記以外の陸棲哺乳類（綿山羊）についても、既にADIが設定されていることから、牛と同様の定量限界である0.05ppmを基準として用いることは可能と考えます。</p> <p>さらに、卵につきましても、諸外国で産卵鶏（幼雛～大雛時）に使用されている実態を考えると、何らかの基準を設定することが望ましく、同様の定量限界値である0.05ppmの設定が適当であると考えます。</p>	日本イーライリリー株式会社	122	<p>動物薬は適正使用に基づき残留基準が設定されていることから、異なる畜種間での基準の準用は困難と考えます。また、鶏の卵については、参照する諸外国において基準が設定されていないことから、御要望にそうことは困難です。</p>
124	<p>タイロシン</p> <p>タイロシンについては、国内で審議された残留性資料における定量限界値が0.5～0.1ppm程度であったこと、また、現在、MRLを有する諸外国のMRL値の平均が、それぞれの動物及び臓器について0.1～0.2ppmであることから、現在の暫定基準値の考え方からすると国内で審議された定量限界値又は諸外国のMRL値を参照とすべきと考えられます。諸外国のMRL値は、ADIの設定とそれに続くマーケットバスケットによる一日摂取量からもとめられており、その意味からすると諸外国の値を参照とする方が科学的にも妥当性が高く、また、それらの値は国内の分析限界値（申請時の資料）とほぼ同レベルであり、問題は少ないと考えます。なお、鶏についても、哺乳動物と同様の考え方が可能であり、薬事法で規定された0.05ppmでなく、「上記以外の家きん」と同じ基準を用いることが可能と考えられます。</p>	日本イーライリリー株式会社	122	<p>農林水産省に確認したところ、申請時のデータは御指摘のとおりですが、その後、現行の薬事法に基づく使用基準設定時には50ppbの検出・定量限界値での検証が行われているとのことでしたので、現時点での使用基準との対応では農林水産省動物用医薬品等主管課長から提示されている検出・定量限界値50ppbを暫定残留基準値として採用するのが妥当と考えます。</p>
125	<p>ハイグロマイシン</p> <p>ハイグロマイシンについては、米国その他の諸外国では依然として豚或いは豚科のその他動物、家きん並びに産卵鶏などに広範に使用されているため、飼料安全法で豚用に審議された時の検出限界値であり、しかも諸外国における定量限界値である0.05ppmを適用することは</p>	日本イーライリリー株式会社	122	<p>飼料添加物であるハイグロマイシンについては、国内の飼料安全法第2条第3項に基づく指定が取り消されており国内基準が存在しないこと、また、国際基準、参照する諸外国の基準も存在しないことから、暫定基準の設定は困難と考えます。</p>

	可能であると考えます。			
126	シペルメトリン 現在諸外国において、シペルメトリンとして承認を受けている物質には、シペルメトリンの他、 $\alpha$ シペルメトリン、ゼータシペルメトリンが存在します。このうちのゼータシペルメトリンについては、オーストラリア等の事例にならない、 $\alpha$ シペルメトリン及びシペルメトリンと同様の MRL を設定できるものと考えます。基準値リストの中に、 $\alpha$ シペルメトリンと共に、ゼータシペルメトリンも含めていただきたい。	日本イーライリリー株式会社	122	第2次案に示すシペルメトリンは異性体を含むものであり、ゼータシペルメトリンは この異性体に含まれるものです。
127	主にインドで使用されているニーム抽出物(オイル等)【由来植物:インドセンダン】、及びこの有効成分 Azadirachtin は、対象外物質として認識して良いのでしょうか。	日本紅茶協会	123	要望されている物質においては、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであって、その成分が特定されていることから、対象外物質とします。
128	小麦粉の基準のうち、「全粒粉」については、残留農薬の減衰はないと考えられるので、小麦の基準値をそのまま適用すべきである。	製粉協会	127	「全粒粉」については、一般の小麦粉とは異なり小麦の皮殻も含むことから、原則として小麦の基準値をもって対応することとします。
129	加工食品の基準値の食品分類で、「小麦麦芽」と「小麦胚芽」の記述があるが、全て「小麦胚芽」に統一すべきである。	製粉協会	127	ご指摘の通り、修正します。
130	パーム油の原料であるアブラヤシの実は、「その他のオイルシード」でよいか。また、サル脂、シア脂、イリッペ脂も同様でよいか。	社団法人日本植物油協会	128	アブラヤシの実については、「その他の果実」として分類することとします。
131	カルフェントラゾンエチルは、2004 年9月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	129	ご指摘の通り、修正します。
132	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.05 (米)、0.05 (ねぎ)、1 (ピーマン)、0.5 (トマト)、0.2 (なす)、0.2 (すいか)、0.5 (あんず)、1 (ぶどう)、0.2 (マンゴー) ppm が設定されているイミダクロプリドの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.077 (米)、0.23 (ねぎ)、1.21 (ピーマン)、0.32 (トマト)、0.13 (なす)、0.11 (すいか)、0.29 (あんず)、1.35 (ぶどう)、0.49 (マンゴー) ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
133	イミダクロプリドは、「カリフラワー」「ブロッコリー」「カキチンシャ」「食用ホオヅキ」「まくわうり」「バジル」「さんしょうの実」でマイナー作物承認がなされている。よって、それぞれの登録保留基準を、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、その他のなす科野菜、まくわうり、その他の野菜、その他のかんきつ類果実で採用して欲しい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	ご指摘の通り、修正します。
134	エテホンは、第2果菜類に登録保留基準を有している。第2果菜類には、「その他の野菜」に含まれる農作物も含まれることから、その他の野菜に当該基準値である 2ppm を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	登録保留基準の第2果菜類のうち、食品衛生法の基準における「その他の野菜」に相当する農作物は、エテホンについて現在、農薬取締法上認められていないと承知しています。

135	<p>類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ0.2、0.1ppm が設定されているエンドスルファンのばれいしよ、てんさいについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.062ppm、0.349ppm が検出されていることから、基準値として登録保留基準の0.5ppm を要望する。</p>	<p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>	130	<p>作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。</p>
136	<p>スピロジクロフェンは、小粒果実類、第2大粒果実類に登録保留基準を有している。小粒果実類には、「あんず」「その他の果実」に含まれる農作物が、第2大粒果実類には「パパイヤ」「グアバ」「マンゴー」「パッションフルーツ」が含まれることから、その他の果実に当該基準値である5、2ppm を設定すべきである。</p>	<p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>	130	<p>ご指摘の通り、修正します。</p>
137	<p>チアクロプリドの「上記以外の野菜」にある登録保留基準5ppm は、間違いではないか。</p>	<p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>	130	<p>ご指摘の通り、誤記が認められましたので、当該基準を修正します。</p>
138	<p>デルタメトリン及びトラロメトリンで、「にら」「たけのこ」の食品分類は、それぞれ「その他のゆり科野菜」「その他の野菜」から細分化されたものであり、当該基準値(現行)を記載してほしい。</p>	<p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>	130	<p>ご指摘の通り、修正します。</p>
139	<p>トリクロルホン提案されている基準値0.004ppm として薬事法に基づく承認の際の定量限界値または検出限界が参照されている。しかし、本基準値は非常に小さく、想定される一律基準値よりも低い値と推測される。また、豪州においては、これら食品に残留基準値(0.05ppm)が設定されている。豪州における本化合物のこれら食品における基準値は定量限界値と等しいが、豪州において本化合物を含有する農薬が登録されており、飼料に供される可能性のある作物への使用が承認されている。豪州における家畜及び家きんの残留基準値は家畜及び家きんに供される作物に残留する可能性がある場合に設定される。一律基準よりも低い基準値を設定する合理性が認められず、分析精度を考慮し、より現実的な豪州における基準値を採用すべきと考える。</p>	<p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>	130	<p>御指摘の物質の鶏については、別途、農林水産省動物用医薬品等主管課長から、修正された薬事法における定量限界値が提示されていることから、暫定基準を修正し最終案とします。</p>
140	<p>トリアジメノールはトリアジメホンの代謝物である。トリアジメホン使用により生成するトリアジメノールの残留を考慮し、小麦、ライ麦、その他の穀類、ねぎ、ピーマン、未成熟エンドウ、その他の野菜について、CODEX 基準ではなく、トリアジメホンの登録保留基準を採用して欲しい。</p>	<p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>	130	<p>提出されたトリアジメノールの作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。なお、トリアジメホンの登録保留基準値は、トリアジメホン及び代謝物であるトリアジメノールの和をもって設定されていることから、トリアジメホンの登録保留基準は参考とはなりません。</p>
141	<p>類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ0.1(ライ麦)、0.1(その他の穀類)、0.05(ねぎ)、0.1(ピーマン)、0.1(きゅうり)、0.1(その他のうり科野菜)、0.05(未成熟えんどう)ppm が設定されているトリアジメホンの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で(ライ麦・その他の穀類については、代表として0.19(小麦)、0.05(大麦))、0.41(ねぎ)、0.49(ピーマン)、0.04(きゅうり)、&lt;0.10(ゆうがお(その他のうり科野菜))、0.07(さやえんどう)ppm が検出されているこ</p>	<p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>	130	<p>作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。なお、トリアジメホンの登録保留基準値は、トリアジメホン及び代謝物であるトリアジメノールの和をもって設定されていることから、登録保留基準は参考とはなりません。</p>

	とから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。			
142	トリアジメホンは、「未成熟ささげ」「未成熟そらまめ」でマインナー作物承認がなされている。よって、これらの登録保留基準 1ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	ご指摘の通り、修正します。
143	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.05(大豆)、0.02(ばれいしょ)、1(みかんを除くかんきつ類果実)、2(りんご)、2(なし)、0.2(もも)ppm が設定されているメソミル及びチオジカルブの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.046(大豆)、<0.008(ただし、アラニカルブ使用によるメソミルの残留は 0.055ppm)(ばれいしょ)、3.39(かんきつ)、1.61(りんご)、1.49(なし)、0.57(もも)ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定することとします。
144	メチルイソチオシアネート、ダゾメット及びメタムの基準値案で、野菜類ではカーバムナトリウム塩の基準を参考とし、登録保留基準値 0.5ppm を採用すべき。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130	カーバムナトリウム塩の基準値を見直し、修正します。
145	0.04~0.12ppm の残留が認められている試験成績を勘案し、カルバリルのなたねについて、カナダの一律基準値 0.1ppm を採用して欲しい。	カナダカナノーラ協会	131	カナダでカルバリルのなたねへの使用が認められていること、またその作物残留試験成績に鑑み、採用します。
146	ジチオカルバメートに何が含まれているのかよく分からない。アメリカでは、ジチオカルバメート系農薬として、マンコゼブ、マンネブ、メチラム、ジメチルジチオカルバメートナトリウム塩、ジラム、チラム、フェルバム、及びメタムナトリウム塩を定義している。	National Food Processors Association	132	ジチオカルバメートの脚注に記載があります。
147	プロパニルの規制対象化合物が明確でない。オーストラリアでは、親化合物のみである。	Australian Government	133	特に脚注に明確な規定がない場合、親化合物が規制対象となりますが、分析法の整備と合わせ、今後より明確にしていきます。
148	アセタミプリドの家禽類の基準値は、「類型8」が適用されて 0.01ppm となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.05ppm を採用して欲しい。	Australian Government	133	豪州基準を採用します。
149	カルバリルの Dewberries(10ppm)の豪州基準が、記載されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
150	二硫化炭素の豪州基準が、反映されていない。	Australian Government	133	二硫化炭素は、火山国である日本の場合には特に、自然界に広く含まれている物質であると考えられることから、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えます。従って、基準値は作成しないこととします。
151	カルボスルファンの豪州基準が反映されていない。これら基準は、カルボフランと同一であってカルボフランを含んだ基準であるが、カルボスルファンの項にも記載すべきである。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
152	クロルピリホスの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として

	乳脂肪の豪州基準(0.2ppm)が反映されていない。			基準値を作成することとします。
153	クロルタルジメチルのパセリの豪州基準(2ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
154	クロフェンテジンのその他の陸棲哺乳類の乳の豪州基準(0.05ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の基準は、「乳」として設定しているため、反映されません。
155	クロキントセットメキシルの小麦の豪州基準は 0.1ppm に変更されている。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
156	クロルスロンの牛のその他の内蔵の基準値は、「類型8」が適用されて 0.08ppm となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.1ppm を採用して欲しい。	Australian Government	133	豪州基準を採用します。
157	シハロトリンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として基準値を作成することとします。
158	シハロトリンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(1ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として基準値を作成することとします。
159	シプロコナゾールの豪州基準(畜産物)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
160	ダイアジノンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として基準値を作成することとします。
161	フェニトロチオンの畜産物の基準値は、「類型8」が適用されて 0.001ppm 等となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.05ppm 等を採用して欲しい。	Australian Government	133	豪州基準を採用します。
162	フェンバレートの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	乳と乳脂肪ともに参考とする基準値があった場合は、乳脂肪としての基準値は作らず、「乳」として基準値を作成することとします。
163	フィプロニルの Tarnip, Garden(かぶ類の葉)の基準(0.1ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
164	フルジオキシニルのひまわりの種の豪州基準(定量限界値 0.02ppm)が計算に反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
165	フラチオカルブの豪州基準が反映されていない。これら基準は、カルボフランと同一であってカルボフランを含んだ基準であるが、フラチオカルブの項にも記載すべきである。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
166	グアザチンのメロン類果実とまくわりの豪州基準は、10ppm に修正されているので、反映して欲しい。	Australian Government	133	グアザチンは、JMPR で「NO ADI」として評価されていることから、暫定基準を設定しません。したがって、豪州基準は参考としません。
167	亜リン酸(Phosphorous acid)の豪州基準(ホセチルに相当)が反映されていないので、反映して欲しい。	Australian Government	133	亜リン酸は、分析上の観点、あるいは植物代謝の観点から、現行基準としてホセチルの基準値の中に含まれています。ご指摘の豪州基準は、「ホセチル」の基準値として参考にするすることとします。

				一方、亜リン酸は肥料としても使用されているほか、天然の植物体においても一定量含まれる可能性があることが予想されることから、基準の運用については、通知等で明確にすることとします。
168	プロシモンの豪州基準(畜産物)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
169	スピロキサミンのバナナで、豪州基準(5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
170	トリアレート動物の腎臓等の豪州基準が反映されていない。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
171	トリフロキシストロピンのいちごは、基準値(2ppm)が設定されたので豪州基準を反映して欲しい。	Australian Government	133	ご指摘の通り、修正します。
172	セレン酸バリウムを対象外リストに掲載してもらいたい。	Australian Government	133	提出された資料を踏まえ、対象外物質とします。
173	銅に由来する殺菌剤、硫黄、石油、脂肪酸塩及び脂肪酸エステルを対象外物質に加えるべき。また、対象外物質は使用規制のないものに限定すべきでない。使用規制の多くは食品安全ではなく、GAP や環境影響の観点で設けられている。[原文英語]	The New Zealand Food Safety Authority	135	銅に由来する殺菌剤、硫黄については、農薬として使用される範囲において、海外で安全であると認められているものであって、その成分が特定されていることから、対象外物質とします。また、銅に由来する殺菌剤については、残留を考慮した場合、そのものが化学的に変化することを踏まえ、残留対象となる「銅」として規定することとします。なお、石油、脂肪酸塩、脂肪酸エステルについては、特定の物質を示していないことから、設定を要望される場合には、特定の物質について提出願います。
174	シペルメトリンのオクラについて、タイ政府の基準値は0.2ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で0.18ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は0.01ppm である。0.2ppm を採用して欲しい。	Thailand	136	タイ政府から作物残留試験成績が提出され、その内容について確認ができたことから、ご要望について採用します。
175	シペルメトリンのドリアン(その他の果実)について、タイ政府の基準値は0.5ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で0.50ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は0.05ppm である。0.5ppm を採用して欲しい。	Thailand	136	タイ政府から作物残留試験成績が提出され、その内容について確認ができたことから、ご要望について採用します。
176	トリアゾホスのえだまめについて、タイ政府の基準値は0.2ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で1.16ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は一律基準対応である。0.2ppm を採用して欲しい。	Thailand	136	作物残留試験成績を提出して下さい。それを精査した上で、対応を検討します。
177	EU 基準は更新されているので、最新のものを参照して作り直して欲しい。	EUROPEAN UNION	137	EU から資料が提出された場合には、当該資料に基づき、修正することとします。

178	<p>フロルフェニコール</p> <p>提案された MRL はでは、0.2ppm が設定されているが、1ppm で MRL を設定する提案を行いたい。Finfish の筋肉と皮について、似通った MRL は EU でも設定されている。</p> <p>この MRL は、近年 EMEA により安全性評価がなされたものであり、EMEA Summary Repot 2002 Jan にレポートされている。[原文英語]</p>	Netherland (Nutreco 社)	138	<p>御指摘の物質の暫定基準値につきましては、農林水産省動物用医薬品等主管課長から承認又は指定時における各品目の定量限界値等として提示され、暫定基準の作成方法に従って作成されたものであり、EU の MRL を採用することは困難です。暫定基準の作成方法については、食品中に残留する農薬等の暫定基準(第二次案)についての2の(2)暫定基準の作成方法を御参照下さい。</p>
179	<p>フルメキン日本に輸入される大半のサケは、チリ原産である。この薬剤はチリにおいて使用が認められており、EU でも同様である。この薬剤は、動物の健康に深刻な影響を与える SRS(Salmonid Rickettsial Septicemia)の処理に主として使用される。にもかかわわらず、試験における休薬期間後の残留レベルは、更新された分析法の検出限界以下であった。EUにおけるフルメキンの finfish の MRL は、サンプルの筋肉と皮で 0.6ppm で設定されている。この MRL は、近年の EMEA(Europian Agency for the Evaluation of Medical Products)により行われた安全性評価に基づいており、EMEA Summary Repot 2002 Jan にレポートされている。[原文英語]</p>	Netherland (Nutreco 社)	138	<p>EU において finfish に 0.6ppm が設定されていることから、同基準を参考とした暫定基準をサケ目魚類等の魚類に設定します。</p>
180	<p>BHA(87)、BHT(178)、エトキシキン(247)</p> <p>サケ目とズキ目に提示された MRL では、魚の飼料中のこれら抗酸化剤とし合法的な使用方法に適合しない。試験において確認されたサケを含む養殖魚に見いだされる残留レベルの結果としては、その幅として BHA,BHT 及びエトキシキン個々に、1～5ppm、5～15ppm、0.1～6ppm であった。しかるに、提案されたMRLと試験で得られた結果について大きな差が認められている。</p> <p>このようなことは、重要度は異なるが、日本の添加物規制においても示されている。このうち、最大残留量について、乾燥と塩蔵魚類に対する直接添加による使用については、BHA、BHT について単独又は組み合わせで 200ppm である。同様な最大残留量については、他の食品についても規定されており、油脂とバターで例としては 200ppm が設定されている。米国と対象に、日本においては、エトキシキンは直接添加で使用することを認めていない。</p> <p>我々はサケ目、ズキ目、そして他の養殖魚について、MRL を変更することを提案したい。その値は、鮮及び冷凍双方について、より現実的なレベルである、5、20、0.5ppm を BHA,BHT 及びエトキシキン個々について提案したい。エトキシキンに関する現行の米国基準は、「非調理動物筋肉」で 0.5ppm である。我々が知る限り、食品法で BHA,BHT に関する世界残留基準は見あたらない。</p> <p>[原文英語]</p>	Netherland (Nutreco 社)	138	<p>ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール及びエトキシキンにつきましては、農林水産省動物用医薬品等主管課長より既提出の定量限界値等を訂正した値が提示されたことから、暫定基準を修正し、最終案とします。提示された訂正值につきましては、平成17年3月2日農薬・動物用医薬品部会資料3-3-2 (<a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/dl/s0302-3i1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/dl/s0302-3i1.pdf</a>)を御参照下さい。</p> <p>なお、乾燥・塩蔵魚類の製造に際しての添加については、食品添加物としての規制が適用されず。飼料添加物として使用した場合には、ポジティブリスト制の対象となります。</p>
181	<p>TCMTB、ジクロロプロップ、MCPB、メコプロップ、臭化メチル、オキシデトンメチルについて、カナダで農薬の</p>	The Canadian Grain	139	<p>他国における一律基準(default MRL)は、参考とし ないこととしております。</p>



	使用が認められているので、カナダの一律基準である0.1ppmを採用して欲しい。	Commission		
182	Cryoliteについて、暫定基準第2次案に記載がない。	The United States Government	142	クリオライトは、フッ素化合物であり、フッ素として残留すると考えられます。フッ素は、自然界に広く含まれている物質であることから、暫定基準一般規則の第4項の適用が適当と考えられます。
183	アセフェートのそら豆について、米国基準(3ppm)が記載されていない。	The United States Government	142	ご指摘の通り、修正します。
184	クレトジムのえだまめについて、米国基準(10ppm)が記載されていない。	The United States Government	142	ご指摘の通り、修正します。
185	ハロキシホップ、テブコナゾール、トリフロキシストロビン、ジクワットのホップについて、前回の回答に従い、ドイツ基準(ジクワットはEU基準)を採用して欲しい。	The Government of Federal Republic of Germany	143	ホップについては、世界全体における生産量の相当程度がドイツであることに鑑み、ドイツ基準を採用します。
186	動物用医薬品であるイプロニダゾール、ナイスタチン、ロイコマイシン(別名キサマイシン)、プロピオニルプロマジンについては本リストに掲載されていないので、暫定基準を設定し、掲載されたい。また、ホルモン剤であるジエチルステルベストロールの取り扱いについて、別表1に掲載する等の考え方を示されたい。	日本生活協同組合連合会	144	イプロニダゾール、プロピオニルプロマジンについては、参考とする基準が存在しないことから、一律基準として対応します。ジエチルステルベストロールについては、発ガン性等の理由により、NO ADIとされていることから別表1に掲載し、「食品中において「不検出」とする農薬等」として取り扱うこととします。ナイスタチンについては、抗生物質であるため、現行の規則において含有してはならないとの基準が適用されており、ポジティブリスト制が施行された後も同じ取り扱いとなります。ロイコマイシンについては、オーストラリアの定量限界値が確認されたため、暫定基準として設定します。
187	各国の基準値のうち、検出限界値として設定されている各種基準値を採用して欲しい。(物質名:EU由来(DNOC、アジメスルフロン、アジンホスエチル、アバメクチン、アミトラズ、アルジカルブ、イマザモックスアンモニウム塩、オキシデメトンメチル、カルボスルフアン、カンフェクロール、キナルホス、キントゼン、クレソキシムメチル、クロゾリネート、クロフェンテジン、クロルフェナピル、酸化エチレン、酸化フェンブタズ、四塩化炭素、ジコホール、ジノセブ、ジノテルブ、シハロトリン、シロマジン、水銀化合物、スピロキサミン、スルホスルフロン、チアベンダゾール、テクナゼン、トリアスルフロン、トリアゾホス、トリクロルホン、トリデモルフ、トルツラズリル、ニトロフェン、パラコート、パラチオン、ピコリナフェン、ビナパクリル、ピラゾホス、ピンクロゾリン、プロモプロピレート、ベンタゾン、ペンディメタリン、フェナミホス、フェバンテル、フェンチン、フラチオカルブ、フルシトリネート、プロシミドン、プロピザミド、プロファム、プロフェノホス、プロポクスル、プロモプロピレート、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ペンコナゾール、ベンフラカルブ、ホキシム、ホルモチオン、ホレート、メカルバム、メタクリホス、メチダチオン、モ	Australian Government 等多数	-	暫定基準の性格に鑑み、採用することとします。

<p>ノクロトホス、モノリニュロン、レスメトリン)、オーストラリア由来(2, 2-DPA、2, 4-DB、2-(チオシアノメチルチオ)ベンゾチアゾール、EPTC、MCPA、MCPB、ODB、アイオキシニル、アザメチホス、アシュラム、アジンホスメチル、アトラジン、アボパルシン、アルドキシカルブ、イオドスルフロメチル、イソキサフルトール、イマザピックアンモニウム塩、イマザピル、イマザモックスアンモニウム塩、イマゼタピルアンモニウム塩、イミダクロブリド、インドキサカルブ、エタメツルフロメチル、エテホン、エトキサゾール、エトキシスルフロ、エトフメセート、エトフメセート、エトプロホス、エピコナゾール、オキシフルオルフェン、オキサベトリニル、オキシデメトンメチル、オキシフルオルフェン、オメトエート、オリザリン、オレアンドマイシン、カズサホス、カルバリル、カルフェントラゾンエチル、カルベタミド、カルボスルファン、カルボフラン、キザロホップ-p-テフリル、キタスマイシン、キャプタン、グルホシネート、クレトジム、クロキントセット酸、クロキントセットメキシル、クロジナホップ酸、クロマゾン、クロフェンテジン、クrollsロン、クrollタールジメチル、クrollピリホスメチル、クrollフェナピル、クrollタロニル、クrollピクリン、ケトプロフェン、サリノマイシン、シアナミド、ジアフェンチウロン、シクラニリド、ジクロフルアニド、ジクロホップメチル、ジフェナミド、ジフェノコナゾール、ジフルフェニカン、シプロコナゾール、シプロジニル、シマジン、ジメトエート、ジメトモルフ、ストレプトマイシン及びジヒドロストレプトマイシン、スルファドキシ、スルホスルフロ、セトキシジム、ダイアジノン、チアクロブリド、チオジカルブ、チフェンスルフロ、テトラサイクリン、テルブトリン、テルブホス、トラルコキシジム、トリアスルフロ、トリアラート、トリクrollホン、トリクrollエチレン、トリフルムロン、トリフロキシスルフロナトリウム塩、トリベヌロンメチル、ナブタラム、ナフタロホス、ナプロパミド、ナレド、ニ塩化エチレン、ノルジエストメット、ノルフルアズロン、バシトラシン、バラコート、パラチオンメチル、パルベンダゾール、ハロキシホップ、ハロスルフロメチル、ピコリナフェン、ピノキサジン、ピメロジン、ピラクロストロピン、ピラクロホス、ピリチオバックナトリウム塩、ピリデート、ピリプロキシフェン、ピリミカルブ、ピリメタニル、フィプロニル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェノキサプロップ、フェノトリン、フェンクlorazールエチル、フェンチオン、フェンヘキサミド、フェンメディファム、ブタフェナシル、ブトロキシジム、ブプロフェジン、フラチオカルブ、フラボホスホリポール、フラムプロップメチル、フルオキシピル、フルオメツロン、フルキンコナゾール、フルジオキソニル、フルシトリネット、フルトリアホール、フルバリネット、フルプロボネート、フルミオキサジン、フルメツラム、プロカインペニシリン、プロシミドン、プロディファコウム、プロパクロー、プロパキサホップ、プロバジン、プロパニル、プロパモカルブ、プロピコナゾール、プロフェノホス、プロペタムホ</p>			
--	--	--	--

	ス、プロマシル、プロメトリン、プロモキシニル、プロモクロロメタン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサジノン、ベナラキシル、ペプレート、ペンスルフロンメチル、ベンゾカイン、ベンダイオカルブ、ペンディメタリン、ベンフラリン、ホスメット、メコプロップ、メソスルフロンメチル、メタスルフロンメチル、メタゾール、メタベンズチアズロン、メツルフロンメチル、メチダチオン、メスラム、メフェンピルジエチル、メベンダゾール、メビンホス、モネンシン、ラサロシド、リニュロン、リン化水素、ルフェヌロン)、米国由来(ナプロパミド、プロパニル))			
188	米国で、Section18 緊急措置、あるいは期限付き基準値として設定されているものについて、暫定基準として採用して欲しい。(イマゼタピルアンモニウム塩等)	The United States Government 等多数	-	暫定基準値としての性格に鑑み、反映します。
189	ピラクロストロピンは、2004 年10月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee ・ BASF アグロ株式会社 ・ The United States Government	10・21・142	ご指摘の通り、修正します。
190	スルフェントラゾンの米国基準で、「てんさい」に基準があるが、さとうきびの間違いではないか。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社 ・ The United States Government	129・142	ご指摘の通り、修正します。
191	ストレプトマイシンは、2003 年7月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	Nowthwest Horticultural Council ・ 株式会社ニチレイ	15・30	ご指摘のとおり、修正します。
192	エポキシコナゾールは日本語版と英語版で基準値の記載が異なっており、英語版は誤記である。修正を求める。	BASF アグロ株式会社 ・ Australian Government	21・133	ご指摘の通り、修正します。
193	リニュロンの「とうもろこし」について、輸入が多いことから、類型3-2-1を適用して米国と豪州基準の平均値である 0.15ppmを採用して欲しい。	飼料輸出入協議会 ・ デュボン株式会社	27・102	とうもろこしについては、自給率が低く、輸入割合が高いことから、類型3-2-1(最終案では類型3-2)を適用します。
194	オキシカルボキシニンについて、参考としている豪州基準がおかしい。(ブルーベリー10ppm)	株式会社ニチレイ ・ Australian Government	30・133	最新の豪州基準を参考とし、修正します。
195	クロルフェナピルの英語名は、「CHLORFENAPYR」ではないのか。	大阪府立公衆衛生研究所 ・ 日本農薬株式会社	32・51	ご指摘の通り、修正します。

196	<p>類型7が適用され、0.5ppm が設定されているカルボフランのだいこん及びねぎについて、親化合物であるカルボスルファンの作物残留試験結果を示す。それによると、カルボスルファンが検出されずにカルボフランのみが検出されるケースとして、カルボフラン及び代謝物がそれぞれ最大で 0.339ppm、0.267ppm 検出されていることから、基準値として 1ppm を要望する。</p>	<p>石原産業株式会社・エムシー・ケミカルズ株式会社</p>	41・129	<p>作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値を設定します。</p>
197	<p>ハロキシホップの豪州基準(にんにく、その他のオイルシード)が反映されていない。</p>	<p>ダウ・ケミカル日本株式会社・Australian Government</p>	53・133	<p>ご指摘の通り、修正します。</p>
198	<p>キノキシフェンの米国基準に誤記がある。</p>	<p>ダウ・ケミカル日本株式会社・The United States Government</p>	53・142	<p>ご指摘の通り、修正します。</p>
199	<p>メタミドホスのはくさい、かんきつ類の基準値は、メタミドホスの親化合物であるアセフェートを使用した際、メタミドホスとして超過してしまう可能性がある。はくさいの場合、作物残留試験結果によれば、メタミドホス基準値が 0.7ppm のところ、最大 0.972ppm(別の試験では 0.726ppm)が検出されている。また、なつみかんでは、メタミドホス基準値が 0.4ppm のところ、0.247ppm が検出されている。従って、メタミドホスにも、アセフェート基準値と同じ 5ppm を設定して欲しい。</p>	<p>アリスタ ライフサイエンス株式会社・全国農業協同組合連合会・丸紅株式会社</p>	77・81	<p>作物残留試験成績に鑑み、適切な基準値(はくさいにあつては 2ppm、かんきつ類にあつては 1ppm)を設定します。</p>
200	<p>海外基準値が暫定基準値案に掲載されていないので、掲載し、考慮して欲しい。</p>	<p>海外団体等多数</p>	9 等	<p>暫定基準値案に掲載されている基準値案リストのうち、現在現行基準があるものについては、海外基準を含めた全ての基準について参考の対象とならないことから、掲載しておりません。当該基準値につきましては、暫定基準値の設定時には一切変更されることはありません。</p>
201	<p>酸化プロピレン(プロピレンオキシド)について、カカオ豆の米国基準は反映されているが、ナッツ類、スパイスについて米国基準が反映されていないので、反映させてほしい。</p>	<p>California Walnut Commission・Keller and Heckman LLP</p>	8・89	<p>酸化プロピレンの米国基準のうちナッツ類及びスパイス類については、加工食品に対する基準値として設定されていますが、農薬の使用方法が確認できたことから、米国基準を参考として、ナッツ類及び「その他のスパイスに」、暫定基準値を設定することとします。</p>